

令和6年度障がい者雇用啓発事業業務委託に係る 企画提案審査要領

1 審査・選定方法

- (1) 審査員は「令和6年度障がい者雇用啓発事業業務委託に係る企画提案審査委員会設置要領」に定める審査委員とする。
- (2) 審査は書類審査により行うこととし、必要に応じて提案者によるプレゼンテーションを併せて実施する。
- (3) 審査項目・配点は別表のとおりとする。
- (4) 審査項目は、別表で掲げる項目ごとに、2で定める配点基準に従い評価し、採点を行う。
- (5) 各審査員の評価点の合計が最高点の提案者を最優秀提案候補者とし、各審査員の合議により最優秀提案者を選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合でも、各審査員の評価点の合計が90点以上であり、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、各審査員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

2 配点基準及び採点

50点満点として、個別の配点基準は別表とし、採点は下記を目安とする。

配点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
15	15～13	12～10	9～7	6～4	3～1
10	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
5	5	4	3	2	1

別表（審査項目、採点視点、配点）

	審査項目	採点視点	配点
1	実施方針	○実施方針は、事業の目的に合っているか ○事業内容に関する理解度はあるか	5
2	企画及び構成	○企画内容（企業訪問等の計画、相談会及びセミナーの開催予定日、開催場所、プログラム構成、タイムスケジュール、見学先の候補、開催規模）は、目的に沿った効果が期待できるものか 【目的】 ・県内企業に対する、障がい者雇用への意識啓発及び理解促進 ・障がい者の就労促進や雇用環境の改善	15
	独自提案	○事業効果を高める工夫があるか ○目的を達成するために適切な提案か	5
3	参加者募集及び事業発信方法	○相談会及びセミナー参加者の確保が期待できる内容か ○事業内容をより多くの県民に周知、広報するための工夫がなされているか	10
4	事業効果の測定の実施	○事業効果の測定方法が適切なものであり、今後の事業展開に効果的なものとなっているか	5
5	業務の実施体制	○業務の遂行にあたり、必要かつ十分な人員体制であるか ○事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか	5
6	経費の優位性	○事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか ○提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか	5
合 計			50